



## 要 請 署 名

滋賀県警本部長 様

労組・団体名

代表者名

④

滋賀県警組織犯罪対策課が昨年8月以来、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（以下、関生支部）の正当な組合活動を刑事事件に仕立て上げ、多数の組合役員や組合員の不当逮捕、再逮捕をくりかえしています。

しかし、関生支部がおこなったのは、建設現場における建設会社の違法行為を調査して施工業者に是正を申し入れたこと、行政機関等に申告したりビラを配布したことなど、法令遵守（コンプライアンス）を求める活動です。これは労働者や住民の安全を守るとともに建造物の品質確保を実現すること、生コン価格の値崩れを防ぐことなどを目的とした、産業別労働組合としてはごく当たり前の組合活動にすぎません。

いうまでもなく憲法28条は労働基本権（団結権、団体交渉権、団体行動権）を保障しており、労働組合法第1条2項は労働者の社会的地位向上や労働条件改善等を実現するための正当な組合活動を刑事罰の対象としないと定めています。それにもかかわらず、滋賀県警組織犯罪対策課は、これら憲法・労働組合法の根幹をないがしろにして、関生支部の存在や産業別労働組合運動そのものを敵視して事件をつくりあげています。さらに、逮捕者に対して「労働組合が企業の外で活動するのはおかしい」「コンプライアンス活動は今後はやらせない」などと発言したり、組合脱退をはたらきかけるなど、捜査権を乱用した暴挙もくりかえしています。

私たちは、このような憲法・労働法を無視した関生支部に対する不当な捜査はすべての労働組合に対する重大な挑戦であるとして強く抗議するとともに、下記のとおり要請しますので、速やかに対処してください。

2019年 月 日

記

1. 憲法28条および労働組合法第1条2項を遵守し、関西地区生コン支部の正当な組合活動を敵視する違法な捜査活動をただちに中止されたい。

以上

## 【署名の理由】

滋賀県警組織犯罪対策課と大津地方検察庁が、昨年8月以来、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（以下、関生支部）の正当な組合活動を刑事事件に仕立て上げ、多数の組合役員らの不当逮捕、起訴、再逮捕をくりかえしています。

しかし、関生支部がおこなったのは、建設現場における建設会社の違法行為を調査して施工業者に是正を申し入れたこと、行政機関等に申告したりビラを配布したことなど、法令遵守（コンプライアンス）を求める活動です。これは労働者や住民の安全を守るとともに建造物の品質確保を実現すること、生コン価格の値崩れを防ぐことなどを目的とした、産業別労働組合としてはごく当たり前の組合活動にすぎません。

いうまでもなく憲法28条は労働基本権（団結権、団体交渉権、団体行動権）を保障しており、労働組合法第1条2項は労働者の社会的地位向上や労働条件改善等を実現するための正当な組合活動を刑事罰の対象としないと定めています。それにもかかわらず、滋賀県警組織犯罪対策課と大津地検は、これら憲法・労働組合法の根幹をないがしろにして、関生支部の存在や産業別労働組合運動そのものを敵視して事件をつくりあげています。さらに、逮捕者に対して「労働組合が企業の外で活動するのはおかしい」「コンプライアンス活動は今後はやらせない」などと発言したり、組合脱退をはたらきかけるなど捜査権を乱用した暴挙もくりかえしています。

貴裁判所のこの間の対応も、請求された逮捕令状を無批判に許可し、また起訴された被告らに長期間の接見禁止と勾留を強いるなど、違法な捜査をくりかえす警察と検察に事実上加担するものとなっているといわざるをえません。強く抗議するとともに、表面記載のとおり要請する次第です。

2019年 月 日



## 要 請 署 名

大津地方裁判所長 様

労組・団体名

代表者名

㊟

滋賀県警組織犯罪対策課と大津地方検察庁が、昨年8月以来、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（以下、関生支部）の正当な組合活動を刑事事件に仕立て上げ、多数の組合役員らの不当逮捕、起訴、再逮捕をくりかえしています。

しかし、関生支部がおこなったのは、建設現場における建設会社の違法行為を調査して施工業者には是正を申し入れたこと、行政機関等に申告したりビラを配布したことなど、法令遵守（コンプライアンス）を求める活動です。これは労働者や住民の安全を守るとともに建造物の品質確保を実現すること、生コン価格の値崩れを防ぐことなどを目的とした、産業別労働組合としてはごく当たり前の組合活動にすぎません。

いうまでもなく憲法28条は労働基本権（団結権、団体交渉権、団体行動権）を保障しており、労働組合法第1条2項は労働者の社会的地位向上や労働条件改善等を実現するための正当な組合活動を刑事罰の対象としないと定めています。それにもかかわらず、滋賀県警組織犯罪対策課と大津地検は、これら憲法・労働組合法の根幹をないがしろにして、関生支部の存在や産業別労働組合運動そのものを敵視して事件をつくりあげています。さらに、逮捕者に対して「労働組合が企業の外で活動するのはおかしい」「コンプライアンス活動は今後はやらせない」などと発言したり、組合脱退をはたらきかけるなど、捜査権を乱用した暴挙もくりかえしています。

貴裁判所のこの間の対応も、請求された逮捕令状を無批判に許可し、また起訴された被告らに長期間の接見禁止と勾留を強いるなど、違法な捜査をくりかえす警察と検察に事実上加担するものとなっているといわざるをえません。強く抗議するとともに、憲法・労働法を遵守して下記のとおり対処するよう要請します。

2019年 月 日

### 記

1. 滋賀県警の不当な逮捕令状請求については、今後、憲法28条および労働組合法第1条2項に照らして許可しないようにされたい。
2. 勾留中の組合員らに対する接見禁止をただちに解除するとともに、速やかに保釈を許可されたい。
3. すでに起訴された被告らの裁判については、憲法28条および労働組合法1条2項に照らして迅速かつ公正な裁判をおこない、速やかに無罪判決を下されたい。

以上

## 【署名の理由】

滋賀県警組織犯罪対策課と大津地方検察庁が、昨年8月以来、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（以下、関生支部）の正当な組合活動を刑事事件に仕立て上げ、多数の組合役員らの不当逮捕、起訴、再逮捕をくりかえしています。

しかし、関生支部がおこなったのは、建設現場における建設会社の違法行為を調査して施工業者には是正を申し入れたこと、行政機関等に申告したりビラを配布したことなど、法令遵守（コンプライアンス）を求める活動です。これは労働者や住民の安全を守るとともに建造物の品質確保を実現すること、生コン価格の値崩れを防ぐことなどを目的とした、産業別労働組合としてはごく当たり前の組合活動にすぎません。

いうまでもなく憲法28条は労働基本権（団結権、団体交渉権、団体行動権）を保障しており、労働組合法第1条2項は労働者の社会的地位向上や労働条件改善等を実現するための正当な組合活動を刑事罰の対象としないと定めています。それにもかかわらず、滋賀県警組織犯罪対策課と大津地検は、これら憲法・労働組合法の根幹をないがしろにして、関生支部の存在や産業別労働組合運動そのものを敵視して事件をつくりあげています。さらに、逮捕者に対して「労働組合が企業の外で活動するのはおかしい」「コンプライアンス活動は今後はやらせない」などと発言したり、組合脱退をはたらきかけるなど捜査権を乱用した暴挙もくりかえしています。

貴裁判所のこの間の対応も、請求された逮捕令状を無批判に許可し、また起訴された被告らに長期間の接見禁止と勾留を強いるなど、違法な捜査をくりかえす警察と検察に事実上加担するものとなっているといわざるをえません。強く抗議するとともに、表面記載のとおり要請する次第です。

2019年 月 日



## 要 請 署 名

大津地方裁判所長 様

私たちは、貴裁判所が憲法 28 条・労働組合法にもとづき下記のとおり対処されるよう要請します。(要請の理由は裏面に記載しています。)

### 記

1. 滋賀県警の不当な逮捕令状請求については、今後は、憲法 28 条および労働組合法第 1 条 2 項に照らして許可しないようにされたい。
2. 勾留中の組合員らに対する接見禁止をただちに解除するとともに、速やかに保釈を許可されたい。
3. すでに起訴された被告らの裁判については、迅速かつ公正な裁判をおこない、速やかに無罪判決を下されたい。

以上

氏 名	住 所

●署名の集約 第 1 次集約 3 月末日 (4 月中旬提出)

第 2 次集約 4 月末日 (5 月中旬提出)

最終集約 5 月末日 (6 月中旬提出)

●署名の送り先 〒111-0051 東京都台東区蔵前 3-6-7 蔵前イセキビル 4 階

全日本建設運輸連帯労働組合中央本部電話 03-5820-0868

## 【署名の理由】

滋賀県警組織犯罪対策課と大津地方検察庁が、昨年8月以来、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（以下、関生支部）の正当な組合活動を刑事事件に仕立て上げ、多数の組合役員らの不当逮捕、起訴、再逮捕をくりかえしています。

しかし、関生支部がおこなったのは、建設現場における建設会社の違法行為を調査して施工業者には是正を申し入れたこと、行政機関等に申告したりビラを配布したことなど、法令遵守（コンプライアンス）を求める活動です。これは労働者や住民の安全を守るとともに建造物の品質確保を実現すること、生コン価格の値崩れを防ぐことなどを目的とした、産業別労働組合としてはごく当たり前の組合活動にすぎません。

いうまでもなく憲法28条は労働基本権（団結権、団体交渉権、団体行動権）を保障しており、労働組合法第1条2項は労働者の社会的地位向上や労働条件改善等を実現するための正当な組合活動を刑事罰の対象としないと定めています。それにもかかわらず、滋賀県警組織犯罪対策課と大津地検は、これら憲法・労働組合法の根幹をないがしろにして、関生支部の存在や産業別労働組合運動そのものを敵視して事件をつくりあげています。さらに、逮捕者に対して「労働組合が企業の外で活動するのはおかしい」「コンプライアンス活動は今後はやらせない」などと発言したり、組合脱退をはたらきかけるなど捜査権を乱用した暴挙もくりかえしています。

貴裁判所のこの間の対応も、請求された逮捕令状を無批判に許可し、また起訴された被告らに長期間の接見禁止と勾留を強いるなど、違法な捜査をくりかえす警察と検察に事実上加担するものとなっているといわざるをえません。強く抗議するとともに、表面記載のとおり要請する次第です。

2019年 月 日



## 要 請 署 名

大阪府警本部長 様

労組・団体名

代表者名

⑩

大阪府警警備部は昨年9月以降、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（以下、関生支部）の正当な組合活動を刑事事件に仕立て上げ、多数の組合役員や組合員の不当逮捕、再逮捕をくりかえしています。

しかし、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（以下、関生支部）がおこなった2017年12月のストライキ闘争は、大阪広域生コンクリート協同組合など生コン関連業界に対し、約束を守って賃上げ原資となる運賃引き上げを実施するよう要求した正当な組合活動以外の何者でもありません。

いうまでもなく憲法28条は団結権、団体交渉権、団体行動権の三権からなる労働基本権を保障しており、労働組合法第1条2項は正当な組合活動を刑事罰の対象としないことを定めています。

それにもかかわらず、大阪府警警備部は、これら憲法・労働組合法の根幹をないがしろにして、関生支部の存在や産業別労働組合運動そのものを敵視して事件をつくりあげています。さらに、逮捕者に対し、関生支部の活動方針を誹謗中傷したり組合脱退をはたらきかけるなど、捜査権を乱用した暴挙もくりかえしています。

私たちは、このような憲法・労働法を無視した関生支部に対する不当な捜査はすべての労働組合に対する重大な挑戦であるとして強く抗議するとともに、下記のとおり要請しますので、速やかに対処してください。

2019年 月 日

記

1. 憲法28条および労働組合法第1条2項を遵守し、関西地区生コン支部の正当な組合活動を敵視する違法な捜査活動をただちに中止されたい。

以上

## 【署名の理由】

全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（以下、関生支部）がおこなった2017年12月のストライキ闘争は、大阪広域生コンクリート協同組合など生コン関連業界に対し、約束を守って賃上げ原資となる運賃引き上げを実施するよう要求した正当な組合活動以外の何者でもありません。

いうまでもなく憲法28条は団結権、団体交渉権、団体行動権の三権からなる労働基本権を保障しており、労働組合法第1条2項は正当な組合活動を刑事罰の対象としないことを定めています。本件における大阪府警と大阪地検の捜査・起訴は、関生支部を敵視する予断と偏見にもとづき、これら憲法・労働組合法の根幹をないがしろにする不当なものであり、関生支部のみならずすべての労働組合の権利を犯す重大な挑戦であると認識しており、到底容認することはできません。

まして、すでに起訴したにもかかわらず組合員らを不当に勾留しつづけること、また接見禁止処分をつづけることは、重大な人権侵害であると同時に組合つぶしを意図した政治弾圧というほかありません。強く抗議するとともに、表面記載のとおり要請する次第です。

2019年 月 日





## 要 請 署 名

大阪地方裁判所長 様

労組・団体名

代表者名

印

## 要 請 書

全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（以下、関生支部）がおこなった2017年12月のストライキ闘争は、大阪広域生コンクリート協同組合など生コン関連業界に対し、約束を守って賃上げ原資となる運賃引き上げを実施するよう要求した正当な組合活動以外の何者でもありません。

いうまでもなく憲法28条は団結権、団体交渉権、団体行動権の三権からなる労働基本権を保障しており、労働組合法第1条2項は正当な組合活動を刑事罰の対象としないことを定めています。本件における大阪府警と大阪地検の捜査・起訴は、関生支部を敵視する予断と偏見にもとづき、これら憲法・労働組合法の根幹をないがしろにする不当なものであり、関生支部のみならずすべての労働組合の権利を犯す重大な挑戦であると認識しており、到底容認することはできません。

まして、すでに起訴したにもかかわらず組合員らを不当に勾留しつづけること、また接見禁止処分をつづけることは、重大な人権侵害であると同時に組合つぶしを意図した政治弾圧というほかありません。

ついては、下記のとおり要請しますので速やかに対処されるよう申し入れます。

### 記

1. 勾留中の組合員らに対する接見禁止をただちに解除するとともに、速やかに保釈を許可されたい。
2. すでに起訴された被告らについては、憲法28条および労働組合法第1条2項に照らして公正な裁判をおこない、速やかに無罪判決を下されたい。

2019年 月 日

## 【署名の理由】

全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（以下、関生支部）がおこなった2017年12月のストライキ闘争は、大阪広域生コンクリート協同組合など生コン関連業界に対し、約束を守って賃上げ原資となる運賃引き上げを実施するよう要求した正当な組合活動以外の何者でもありません。

いうまでもなく憲法28条は団結権、団体交渉権、団体行動権の三権からなる労働基本権を保障しており、労働組合法第1条2項は正当な組合活動を刑事罰の対象としないことを定めています。本件における大阪府警と大阪地検の捜査・起訴は、関生支部を敵視する予断と偏見にもとづき、これら憲法・労働組合法の根幹をないがしろにする不当なものであり、関生支部のみならずすべての労働組合の権利を犯す重大な挑戦であると認識しており、到底容認することはできません。

まして、すでに起訴したにもかかわらず組合員らを不当に勾留しつづけること、また接見禁止処分をつづけることは、重大な人権侵害であると同時に組合つぶしを意図した政治弾圧というほかありません。強く抗議するとともに、表面記載のとおり要請する次第です。

2019年 月 日



## 要 請 署 名

大阪地方裁判所長 様

私たちは、貴裁判所が憲法 28 条・労働組合法 1 条 2 項にもとづき下記のとおり対処されるよう要請します。(要請の理由は裏面に記載しています。)

### 記

1. 勾留中の組合員らに対する接見禁止をただちに解除するとともに、速やかに保釈を許可されたい。
2. すでに起訴された被告らについては、憲法 28 条および労働組合法第 1 条 2 項に照らして公正な裁判をおこない、速やかに無罪判決を下されたい。

氏 名	住 所

●署名の集約 第 1 次集約 3 月末日 (4 月中旬提出)

第 2 次集約 4 月末日 (5 月中旬提出)

最終集約 5 月末日 (6 月中旬提出)

●署名の送り先 〒111-0051 東京都台東区蔵前 3-6-7 蔵前イセキビル 4 階

全日本建設運輸連帯労働組合中央本部電話 03-5820-0868

## 【署名の理由】

全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（以下、関生支部）がおこなった2017年12月のストライキ闘争は、大阪広域生コンクリート協同組合など生コン関連業界に対し、約束を守って賃上げ原資となる運賃引き上げを実施するよう要求した正当な組合活動以外の何者でもありません。

いうまでもなく憲法28条は団結権、団体交渉権、団体行動権の三権からなる労働基本権を保障しており、労働組合法第1条2項は正当な組合活動を刑事罰の対象としないことを定めています。本件における大阪府警と大阪地検の捜査・起訴は、関生支部を敵視する予断と偏見にもとづき、これら憲法・労働組合法の根幹をないがしろにする不当なものであり、関生支部のみならずすべての労働組合の権利を犯す重大な挑戦であると認識しており、到底容認することはできません。

まして、すでに起訴したにもかかわらず組合員らを不当に勾留しつづけること、また接見禁止処分をつづけることは、重大な人権侵害であると同時に組合つぶしを意図した政治弾圧というほかありません。強く抗議するとともに、表面記載のとおり要請する次第です。

2019年 月 日